## 訪問入浴サービスえがお

## 運営規程

(事業の目的)

第1条 たじま医療生活協同組合が開設する訪問入浴サービスえがお(以下「事業所」という。)が行う指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護等」という。)の事業(以下「事業」という)の適正な運営に関す事項を定め、事業所の看護師、准看護師及び介護職員(以下「訪問入浴介護従事者」という)が、要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という)に対し、適正な指定訪問入浴介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

## 第2条

1 【訪問入浴介護】事業所の訪問入浴介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問入浴介護サービスを行う。

【介護予防訪問入浴介護】当事業所は、要支援状態のご契約者(利用者)が、その有する能力の維持・改善を図り、可能な限り健康で自立した生活を営む事ができるよう在宅医療を推進し、快適な在宅医療又は、日常生活が継続できるようにする事を目的とし、介護予防訪問入浴サービスを提供します。

2 事業の実施にあたっては、関係自治体、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、適正なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 訪問入浴サービスえがお
- 2 所在地 豊岡市江本396-1 102

(従業者の職種・人員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 訪問入浴介護従事者

看護師・准看護師(以下看護職員という)1名以上 介護員(以下介護職員という)2名以上 1名以上は常勤者とする。

訪問入浴介護従事者は指定訪問入浴介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、たじま医療生活協同組合規定に準ずるものと し、次のとおりとする。
- 1 営業日 月曜日~土曜日までとする。 但し、祝日及び盆休み (8月 15日、但し15日が日曜の場合は前日の14日とする。)と、12月30日~1月3日までを除く。
- 2 営業時間 月曜日~金曜日:8時45分~17時30分

土曜日 : 8時45分~12時45分までとする。

3 サービス提供時間 月曜日~金曜日:9時00分~17時00分

土曜日 : 9時00分~12時00分までとする。

(指定訪問入浴介護等の内容及び利用料等)

- 第 6 条 指定訪問入浴介護事業の内容及び指定訪問入浴介護等を提供した場合の利用 料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当指定訪問入浴介護等が 法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。
- 2 次条に規程する通常の事業の実施地域の境界を越えて行う指定訪問入浴介護等に要した交通費は、事前に利用者の同意を得て、その境界を越えたところから利用者宅までの実費を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、豊岡市(但東町を除く)の区域とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

- 第8条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するにあたっての留意事項は、次の とおりとする。
  - (1) 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所に連絡すること。
  - (2) 入浴前には食事を控えること。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問入浴介護従事者は、指定訪問入浴介護等を実施中に、利用者の病状に急変、 その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医、若しくは事業所の協力医療機関 に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に連絡する。 (内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 指定訪問入浴介護等の開始に際し、管理者若しくは訪問入浴介護従業者等は、 利用申込み者若しくはその家族に、サービス内容及び利用料金等の重要事項を記 した文書を交付し、同意をする旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第10条 事業所は、従業者の質的向上を図るために、研修の機会を設けるとともに、 業務の体制を整備する。
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者または家族の秘密 を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者若しく はその家族に、個人の情報を用いる旨の同意文書に署名(記名押印)を受けるこ ととする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、たじま医療生活協同組合 及び事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成26年5月1日をもって施行する。